

甲州市地域おこし協力隊推進施策実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲州市地域おこし協力隊推進事業実施要綱（平成23年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）に基づく甲州市地域おこし協力隊推進事業の効果向上を目的に実施要綱第11条に規定する推進施策（以下「推進施策」という。）を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 推進施策は次の区分により実施するものとする。

- (1) 甲州市おためし地域おこし協力隊事業（以下「おためし事業」という。）
- (2) 甲州市地域おこし協力隊インターン事業（以下「インターン事業」という。）

(参加者)

第3条 推進施策に参加できる者は、実施要綱第2条の要件を満たす者とする。

(参加期間及び回数)

第4条 推進施策の参加期間は、おためし事業にあつては2泊3日とし、インターン事業にあつては2週間以上3カ月以内の期間とする。

- 2 インターン事業への参加が3カ月に満たない者が、その期間の延長を希望する場合においては、研修が連続される場合において当初の研修開始日から3カ月を超えない期間とする場合は、延長することができるものとする。
- 3 おためし事業並びにインターン事業の参加回数は、1人につきそれぞれ年間1回を限度とする。

(活動内容)

第5条 推進事業の参加者（以下、「参加者」という。）は、推進要綱第3条第3項に規定する支援機関が実施する隊員の育成事業に体験参加し、本市移住後の生活と甲州市地域おこし協力隊としての活動の具体的なイメージを確立することを活動内容とする。

- 2 前項に掲げる活動内容の詳細については、市と支援機関の協議により定めるものとする。

(活動に伴う支援)

第6条 市長は、参加者が円滑に活動できるよう、次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 参加者の活動に関する総合調整
- (2) 住民及び関係者への周知
- (3) その他協力隊事業推進施策の円滑な実施に必要な事項

(活動条件)

第7条 参加者の活動条件は次のとおりとする。

- (1) 1日の活動時間は6時間以上8時間以内とし、インターン事業にあつては月の活動日数を20日以上25日以内とする。
- (2) 1日の活動時間が6時間を超える場合には合計で1時間以上となる休憩をとること。ただし、活動上特に必要があると認められる場合は、別段の定めとすることができる。

- (3) 前各号に定めるもののほか、研修生の活動条件に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(留意事項)

第8条 参加者は、その参加期間中あたっては、次の事項に留意をしなければならない

- (1) 市職員及び研修指導者として市が指定する者の指示を遵守すること。
- (2) 本市住民その他関係者との信頼関係の構築に努めること。
- (3) 参加期間中における傷害保険及び損害保険に自ら加入すること。
- (4) 参加期間中の活動状況について、市長に報告すること。

(報償等)

第9条 おためし事業の参加者については参加者への報償は発生せず、活動に必要な経費は市が支援機関に委託する活動支援にかかる委託料において処理するものとする。

- 2 インターン事業の活動費は、1時間あたりの時間額の合算で算出し、1人あたりの1日の活動報酬は12,000円を上限とする。
- 3 インターン事業の1時間あたりの時間額については、1,500円とする。ただし、1時間未満の場合は支給しないものとする。
- 4 第2項の活動報酬には、住居及び活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費、作業道具及び消耗品等の地域おこし活動に要する一切の経費を含むものとする。
- 5 前3項に規定するインターン事業に係る報償費については、市がインターン事業参加者に直接支給するものとする。

(滞在)

第10条 参加者は、参加期間中は原則として市内に滞在するものとする。

- 2 滞在のための宿泊施設は、おためし事業にあつては市がその負担において参加者に提供し、インターン事業にあつては参加者が自己の負担において手配するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、参加者を支援する関係者において宿泊の提供等がある場合においてはこの限りではない。

(活動経費の負担)

第11条 市長は、第5条に規定する活動に必要な経費について、参加者に対し予算の範囲内で支給することができるものとする。

- 2 前項に係る経費の支給方法については、別に定めるものとする。

(参加の承認)

第12条 市長は、おためし事業への参加については、書類審査により承認するものとする。

- 2 市長は、インターン事業への参加については、書類審査及び面接により甲州市地域おこし協力隊インターンに委嘱することをもって承認するものとする。
- 3 前項の場合において、インターン事業に参加を希望する者が第1項に掲げるおためし事業に参加した実績がある場合は、面接を省略し参加の承認することができるものとする。

(活動日誌)

第13条 参加者は、自らが行った日々の活動の内容を甲州市地域おこし協力隊推進施策活動日誌(別記様式第1号。以下「活動日誌」という。)に記録し、市長が指定する者の確認を受けなければならない。

(活動状況報告)

第14条 参加者は、毎月甲州市地域おこし協力隊推進施策活動報告書(別記様式第2号)を作成し、おためし事業にあつては参加終了時に、インターン事業にあつては当月分の活動日誌を添えて活動期間中にあつては翌月5日まで、活動終了時にはその最終日に市長に提出しなければならない。

(解嘱)

第15条 市長は、参加者が次のいずれかに該当するときは、その期間中においても参加の中止及び解嘱することができる。

- (1) 法令若しくは職務上の義務に違反し、又は活動を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 活動内容が明らかに不十分であるとき。
- (4) 活動に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 研修生としてふさわしくない非行のあったとき。
- (6) その他市長が不適當と認めたとき。

(秘密の保持)

第16条 参加者は、推進施策参加中に知り得た秘密を漏らしてはならない。その参加終了後も、同様とする。

(庶務)

第17条 推進施策の実施に関する庶務は、農林振興課果樹農林担当において処理する。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、推進施策の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

甲州市地域おこし協力隊推進施策活動報告書

甲州市長 様

参加者氏名

活動報告年月	年 月分	健康状態	
1 実施した活動の概要・状況			
2 感想（活動内容や甲州市について、良かったこと、悪かったこと等気付いたこと）			
3 その他			

※活動最終日（翌月の10日までに提出してください）。